

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成27年3月17日(火) 午前10時00分～10時36分
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川広昌、 4番 浅岡保夫、 5番 柴田耕一
7番 杉浦敏和、 10番 鈴木勝彦、 11番 鷺見宗重、
14番 内藤皓嗣、 16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 黒川美克、 3番 柳沢英希、 6番 幸前信雄、
7番 杉浦辰夫、 9番 北川広人、 12番 内藤とし子、
15番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市防災GL、企業支援GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第1号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について
- (3) 議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について
- (4) 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について
- (5) 議案第5号 訴えの提起について
- (6) 議案第6号 市道路線の認定について

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案6件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鷲見宗重委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第１号 指定金融機関の指定について

委員長 質疑を行います。

問（１１） 議案第１号の参考資料で、いろいろコストの比較表ということで、比較がされていますけども、市役所派出手数料が大きく変わっておるところなんですけども、この１９４万４，０００円の分なんですけども、これ２人を恐らく派遣されてくると思うんですけども、このコストについて、少し疑問というか、賃金の問題で、これどういうふうにか考えるのかお答えいただきたい。何か考えるところがあると思うんですけども、お答えいただきたいと思います。

答（会計管理者） これは委託料でありまして。賃金ではないんですけど、ちなみに、去年の８月現在の各市の状況を申し上げますと、碧南市さんが碧信で、１人当たり１５０万円。それから、刈谷市さんが三菱東京ＵＦＪで、２１６万円。それから、安城市さんは地元の碧信でやっていますので、これ無料です。それから、知立市さんが岡信さんで、１３０万円。今回、高浜市が１人当たり９７万２，０００円ということになっていますので、委託料は安いほうがいいと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第１号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第２号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（１０） 名称が変わったわけですけども、この変わった理由と、変わるこ

とによって、何か権限が変わるとか、行政指導が変わるとか、そういう内容があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

答（行政） 今回、国のほうで、独立行政法人の通則が改正された経緯として、少しお話をさせていただきますと、この独立行政法人制度につきましては、平成13年1月に設置されまして、10年以上が経過してございます。独立行政法人といいますのは、効率的で質の高い行政の実現に大きく貢献はしてきたものの一律で政策実施機能が十分発揮されていないだとか、目標評価の実効性に欠け、適切なPDCAサイクルが確立できていない、業務運営の適正化が自律的に十分に行われていないといったような問題が指摘をされてきたというところがございます。こうしたところを踏まえまして、今回、改革のほうでは、この独立行政法人制度のほうを維持させていただく、また、制度本来の趣旨にのっとり、政策実施機能の最大に効果を図りつつ、官のほうの肥大化の防止、スリム化を図る、というところで改正がされたという経緯がございます。今回、高浜市の情報公開条例のほうにおきまして、この独立行政法人の通則法のほうで、執行法人に名称が変わったということと関係する条文の整理をさせていただくというところで、この執行法人の中にも、新たにその独立行政法人の一部改正の法の中で、その役員、また、職員に国家公務員の身分が付与されるというところから、この情報公開条例のほうの一部改正のほうをさせていただくというところがございます。

問（10） 今、当市において、この行政法人に当たる法人は、あるのかなのか、そして、どう行政として携わっていくのか、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

答（行政） もともと、特定独立行政法人につきましては、8法人ございました。その中には、内閣府の所管でございます国立公文書館だとか、あと、財務省関係のほうでは造幣局だとかというようなところがございます。今回、高浜市のほうにおきまして、影響があるかということでございますけれども、そのときどきといいますか、事例によっての形にはなろうかと思っておりますけれども、大きな、その関係するところといったところは、多分、ないかなとは思っています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第2号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(4) 議案第3号について、ちょっとお聞きしたいんですけど、高浜市行政手続条例の一部改正についてですけども、その改正する理由を、まず、お伺いしたいと思いますけども。

答(行政) 国におきましては、昨年、平成26年6月13日に行政不服審査法の関連三法のほうが公布をされてございます。これは、事後救済手続きを定める行政不服審査法でございますが、昭和37年の制定、施行以来、50年以上本格的な改正がされておらず、このたびの改正におきまして、公正性、利便性の向上等の観点から、時代に即しました抜本的な見直しがされ、救済手段のさらなる充実、拡大が図られたところでございます。この行政手続法の一部を改正する法律につきましては、行政不服審査法の改正にあわせ、国民の権利利益の保護のための手続きを整備するといったしまして、平成27年、本年4月1日より施行をされます。本市におきましても、国民の権利利益の保護の充実のための手続きを整備する改正がされたことを受けまして、行政運営におけます公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講じるといたしまして、高浜市行政手続条例の一部を改正するというものでございます。

問(4) それでは、今回の改正のポイントを教えていただきたいと思っておりますけども、お願いします。

答(行政) 今回の改正のポイントにつきましては、3点ございます。まず1点目に、行政指導の際に示す事項ということでございます。これまで、行政指導を行う際、行政指導の趣旨、内容及び責任者を示すこととしてございましたが、これらに加えまして、根拠法令の条項、法令に規定する要件及びその要件に適合する理由を示さなければならないこととしました。また、2点目に、行政指導の中止等の求めでございます。これは、違法な行政指導の中止等を求め

る制度が新たに設けられたものでございまして、行政指導を受けた相手方は、指導が法令に規定する要件に適合しないと思うときは、市に対しまして、その行政指導の中止など、必要な措置をとることを求めることができることとされたものでございます。最後に3点目でございますが、これは処分等の求めでございます。これは、書面で具体的な事実を摘示して、一定の処分、または、行政指導を求める制度が新たに設けられたものでございまして、法令に違反する事実を発見した場合は、誰でも、市に対し、その是正のためにされるべき処分、または、行政指導をすることを求めることができることとしたものでございます。

問（4） 3つのポイントで説明があったんですけども、この改正ポイントについて、もう少しわかりやすい説明をお願いしたいと思ひまして、今回の改正で、どのように変わってくるのか、例えでいいですので、具体的な例をちょっと挙げて説明していただけないかなと思ひますけど、よろしくお願ひします。

答（行政） それでは、身近なところで、御説明のほうさせていただきたいと思ひます。市のほうが、都市公園でイベントを行う際に占有許可を出すことがございますので、この場合を例にとりまして、御説明をさせていただきます。高浜市都市公園条例第6条では、行為の制限を規定しておりますが、催しのために、都市公園の全部、または、一部を独占して利用する場合、市長の許可を受けなければなりません。この許可は、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り許可をすることができるとなっております。その際、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付してございます。その中で、例えば、ゴミは持ち帰るなどといった使用区域周辺の清掃を条件とさせていただいたときに、相手方のほうが、清掃がされていないと判断したとき、清掃をするように行政指導のほうを行いますが、これまでは、行政指導をするときは、その趣旨、内容、責任者を示してございましたが、これに加えて、今回は、この都市公園条例第8条第1号に違反するとした根拠となる条項、その要件といたしまして、都市公園を損傷、または、汚損していること、そして、その点で行政指導を行うといったそのような理由を示さなければならないとするものでございます。これが、先ほど申しました改正ポイントの1点目でございます。また、市からの行政指導に対しまして、相手方は、清掃は確実に実施したといた

しまして、その指導が要件に適合しないと思うときは、その行政指導に対しての中止を求めることができることとしてございます。これが改正ポイントの2点目の内容でございますが、この改正ポイントの2点目につきましては、事業者等の行政指導の相手方の権利、利益を保護するといったものでございます。最後に、清掃を実施せずに帰ってしまった事実を発見した第三者が、市に対しまして、清掃を行わせるよう行政指導を求めることができることとした内容、これが改正ポイントの3点目ということでございます。これも市民の権利、利益保護に資するといったような内容でございます。

問（4） 今回の改正で、50年以上、本格的な改正がされていない行政不服審査法関連三法が、国民の意見を聞く中で、時代に即した見直しがされたことを受けてのこの条例改正ということですが、市民の権利保護の観点から、これまでの救済手段をさらに充実、拡大されたものと理解しました。なお、事務の執行に当たっては、適切に対応していただくことをお願いして、質問を終わります。

委員長 ほかに。

問（16） 今、詳しく説明がございましたけれども、例えば、市民の皆様から行政に対しましての不服申し立ての手段ということになってきますと、その方法とかいうのは、どうなりますでしょうか。

答（行政） 方法につきましては、先ほど、ポイントの1点目でも申し上げましたけれども、これまで口頭とか、改めて文書とか、そういったような形で、こちらのほうに求めになるというような手続き踏む形になると思います。

問（16） 書面の様式があるということですよ、そういった。違うのかな。

答（行政） 行政指導が口頭でされたときにですね。これは、相手方のほうから書面の交付を求められたときには、その行政指導に携わるものが、支障がない限り書面を交付するというような内容でございます。

「書面がいる。」と発声するものあり。

（16） 「何か、わかったような、わからないような。」と発声するものあり。

「申し立てが……。」と発声するものあり。

(部長?) 「必要な書類は定まっていないでしょう。」と発声するものあり。

答(行政) 相手方のほうが、求めに対する必要な様式があるかというところですね、ちょっと、そこまで具体的なところまでは、規定はされてごさいませんが、こちらのほうで、運用上の中で対応していきたいというふうに思っています。

問(14) 法令に違反するというのは、法令というの、法律とか、条例とか、法律による命令とかと書いてあったんですけども、法律というの、いわゆる、市が管轄しないというんですかね、条例は、市は関係しますけども。いわゆる、建築の許可だとか、開発の許可とか、ああいうのは県がやっていますよね、そういう場合でも、高浜市民が、あそこはおかしいのではないかといったときに、市が対応するんですか、県に報告するんですか、その対応は。

答(行政) 行政処分をした相手方になりますので、こちらのほう、市のほうがそういう行政処分というか、行政指導をした場合には、当然、こちらのほうにくると思いますけれども、相手方が、県が行政指導を行った行為について、その内容を、この市のほうに相手方のほうが求めるということではないと思います。

問(14) そうではなくて、例えば、市民の方が違反しているのではないかということが、はっきりしないまでも言ってきたときに、市に言ってくる。市に訴えてきたときに、市は直接その許可権者ではないから、関係ないものですから、それを県に照会するというのか、市で窓口として受けとめるのか、という手続きの流れというんですかね、その仕事の流れがどうなっているんですかという。

答(行政) そういう行政指導が起きたときに、一旦は市のほうで受けて、市が県のほうにそれを言うかということ、また、直接相手方のほうが、行政指導した相手方、県のほうに言うのか、という話になりましたときにはですね。一旦は、その市のほうにそういった件につきましては……。

「14番。」と発声するものあり。

答（行政） ちょっと、すみません。

問（14） 僕は、法令と書いてあったものですから、法律と、条例とあるものですから、法令というのと、県の権限のことも市がやるのかな、どうなのかなということをおもったわけですね。

答（総務部） 今回の御質問ですけれども、行政指導を行ったのは高浜市ではありませんので、県が行っておりますので、当然、窓口にお見えになった場合にはそういった説明をさせていただいて、県のほうに申し出るということになるのかと思います。

委員長 ほかに。

問（11） 今まで、この行政指導の中で中止を求めてきた団体とか、また、そういう実績があったかどうか、お願いしたいと思います。

答（行政） 私が記憶している限りでは、なかったと思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

（4）議案第4号 高浜市税条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問（14） これというのは、これまでに9つというか、9の団体があったと思いますけど、これまでに、いわゆる寄付行為があつて控除の申請が出された事例というか、何件かあったのか、ちょっと、わかっていれば教えていただきたいと思います。

答（税務） これまで、実績はございませんでした。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第5号 訴えの提起について

委員長 質疑を行います。

問(14) 今、ここで、この訴えの提起が、この議案というか、出されて、事務的に進められていくと思うんですけど、今、この時点で出てきたということは、この開発行為を取り組んでからの時間的な経緯として、最短時間、期間だったのか、もう少し早くこの課題に気がついておれば、早く手続きが済んだのか、今回の開発は、もう何年になるのか知らないけど1、2年になるですよ。前にも一度開発行為を検討された時期があったんですけど、その当時から状態は絶対変わっていないはずだからね。私が思うのは、もっと早く気がつかなかったのか、もっと早く解決できなかったのかなというふうに、ちょっと疑問をもったんですけど、これは最短時間ですかね。

答(企業支援) 私どもは、最短だと思っております。今回、登記所のほうに提出したときに、アメリカ合衆国在住の方がおられて、そのアメリカ合衆国在住の方自体が、サインだとか、そういうものは、全部、一切合財いただいております。それで登記がされると思ったんですが、実は、そこでアメリカの領事館のほうに出向いて印鑑が必要だということで、登記所のほうから言われたものですから、それを今回取るために、なかなか今回の相続人の方が、そこまで行けないということで、今回のいきさつになったわけでございます。

問(14) ちょっと内容的なことは、よくわかりませんので。ただ、時間的に最短であったということであればいいですけども、そうでなかったら、今後、努力していただきたいなど、注意していただきたいなど思っております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第6号 市道路線の認定について

委員長 質疑を行います。

問(10) この道路の認定に当たって、高浜緑地の整備に伴い市道認定を行いますという御説明だったと思いますけども、現状は、防潮堤に沿って通行可能な道路があるわけですけども、今の現状の道路の管理について、どのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

答(都市整備) 現状の道路の状況でございますが、議員も既に御承知のとおり、防潮堤に沿って道路がございます。この道路は、港湾道路として位置づけられております。ポートパーク、北側付近、清吉橋あたりから知立建設事務所の管理下として、ちょうど刈谷市との市境あたりまでの区間が港湾道路でございます。

問(10) そうすると、今までは知立建設事務所が管理していたものを、高浜市が管理者を引き継ぐことになるのでしょうか。

答(都市整備) 御質問の管理の引き継ぎについてでございますが、過去の市道認定は、宅地開発による帰属や、個人さんから寄付、区画整理後の管理移管による市道認定が多くございました。新たに道路が築造されての市道認定が大半でございました。これらの場合は、認定と同時に高浜市が実施することとなります。これは、市道認定の議決をいただいた後に、道路法の定めにより、市道の認定、市道の区域決定、市道の供用開始といった3つの告示行為を実施することによります。今回、議決をいただいた後には、市道の認定のみ告示行為を行い、区域決定と供用開始につきましては、緑地の整備状況をみて遅滞なく告示を行いますので、そのときに道路管理が高浜市に移ることとなりますので、よろしく願いいたします。

問(10) 知立建設事務所からこちらへ管理が移るということですけども、以前の管理者との何か協議を行って、この区間を、今回、認定に当たるのか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

答(都市整備) 議案書の別添図のほうを参照いただきまして、ちょっとお話をさせていただきます。ただいまの今回の認定区間につきましては、ちょうど北側のところは、市道流作新田線、現状、橋本電気さん南側になりますけども、

そちらのほうに接続し、終点につきましては、新たにできます（仮称）高浜緑地駐車場の南側の乗り入れ口につながりますアクセス道路として認定を行うものでございます。愛知県の衣浦港務所及び知立建設事務所と、協議の中で、こういった認定となっております。

問（10） 私がお聞きしたときには、平成28年ぐらいには、上部の整備の方向性が決まってくるのではないかと聞いておりますけども。そうなりますと、この緑地でのいろんなイベントがかなり多くなってくるのかなと、そう思いますけども。そうすると、この橋本電気さんからの起点から終点まで非常に狭い道路幅でありますので、車が、当然、すれ違えない幅員になっておりますので、今後こういったアクセス道路として何か考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 委員が御心配されておりますように、新たにできます緑地への道路のすれ違いは、困難な場所がございます。愛知県と進めております緑地の設計の打ち合わせの際には、アクセス道路の整備の方向については、きちんと進めて行きますので、よろしくお願いいたします。

問（10） この参考図、別添図を見ていますと、道路敷きと、それと、のり面の部分も含めて、これが道路敷きとして認定をされていくのか。意味がわかりますかね。ひし形の台座の部分だけが認定で、あとこれが、堤防敷き、のり面が、多分、同じぐらいの幅があると思いますが、これを含めて認定道路として認定するのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 今回、議案書の参考資料のほうの議案第6号の路線の概要ということで、ちょうど6ページになります。延長が約412メートル、平均幅員7.2メートルということで、平均幅員と、今回、書かせていただきましたのは、まだちょっと、その実際に認定は、先ほど言ったそののりの下までは、認定は進められていくんですが、具体的に区域のほうはきちんと測量等で定まっていますのでこのような表記をさせてもらっている状況でございますが、きちんと区域が定まった後に、正確な区域決定及び認定がかかるということで、御理解願います。

問（10） 私も多少聞いた、まだ、その浅知恵でありますけども、堤防を、今、Uの字型に動いているわけですけども、これを、新たに堤防を設置して、

今の児童遊園を駐車場にするという構想もあるように聞いておりますけども、そのときもこの道路を認定して、高浜市の管理下に置くという考えになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 現在、芳川児童遊園のあたりが、この緑地の整備に伴いまして、駐車場の位置と、駐車場になるという計画で現在進んでおります。それで、堤防の現在の位置が芳川児童遊園ということで、ちょうどU型、委員おっしゃられたとおり、U型になっておりますので、このU型の上を閉じるような形で、防潮堤を新たに見直す、つけかえるという行為を、この市道認定の後、愛知県と進めてまいります。それで、愛知県さんが、そのU型の上を閉じるような形で防潮堤を整備された後に、この旧児童遊園のところが多分駐車場になっていくと思います。駐車場になってきますので、その駐車場の周りは市道の認定で、市道が新しくできる。ちょうど、行って、ぐるっと周って帰るようなイメージで、新しくできるその閉じたところに、駐車場の入り口が両方向にできるというイメージになります。

問（10） 予算のところにもありましたが、繰越明許費が出ておりましたけども、やはり、この認定道の認定の遅れだとか、あるいは、工事の遅れで繰り越されたのか、何かここら辺に影響があったのか、わかる範囲で結構ですので、お教え願いたいと思います。意味が違ったかな。違うなら違うと……。

答（都市整備） 緑地の繰り越しのほうは、文化スポーツグループのほうでの手続きになるかと思います。ただ、そちらのほうをお聞きしている限りでは、愛知県のほうが、今、詳細設計のほうを繰り越しておるという状況の中で、高浜市も同時に進めてきていますので、それに沿って繰り越しをするというふうに、私どものほうは聞いております。

問（10） すみません。管轄外でした。ぜひ、地元の人も、我々も非常に期待をしておりますので、道路含めて、早急に整備のほうを進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。
以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。

《採 決》

(1) 議案第1号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第2号 高浜市情報公開条例及び高浜市個人情報保護条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第3号 高浜市行政手続条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第4号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第5号 訴えの提起について

挙手全員により原案可決

(6) 議案第6号 市道路線の認定について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査の結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時36分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長